

コーポレートガバナンス 基本方針

平成 27 年 12 月 18 日制定

平成 30 年 12 月 18 日改定

1 総 則

1. 1 目的

本基本方針は、コニシ株式会社(以下「当社」という。)およびコニシグループ(以下「当社グループ」という。)におけるコーポレートガバナンスに関わる基本的な事項を定めており、社会、顧客、株主および従業員等のすべてのステークホルダーと良き関係を構築するとともに、当社および当社グループの持続的な成長と長期的な企業価値の最大化を実現することを目的とする。

1. 2 コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社および当社グループは持続的な成長と企業価値の向上のために「経営理念」を実現すべく、取締役および社員全員が「行動憲章」「行動規範」に従い企業活動を行い、企業倫理、法令遵守に基づく経営の透明性、公正性を確保するとともに、迅速かつ的確な意思決定を行うことを目的として、コーポレートガバナンス体制を構築し、その充実に継続的に取り組む。

<経営理念> 詳細は添付資料（i）

コニシ株式会社は「堅実且つ積極的な経営」と「品質第一」を信条として絶えず新しい価値の創造をめざし社会の発展に貢献する。

<行動憲章> 詳細は添付資料（i）

- ① 信頼の獲得
- ② 公正な競争
- ③ コミュニケーション
- ④ 職場環境
- ⑤ 環境保全
- ⑥ 社会貢献
- ⑦ 反社会的勢力との対決
- ⑧ 海外活動
- ⑨ 企業倫理の徹底
- ⑩ 問題の解決

<行動規範> 詳細は添付資料（i）

コニシグループの私たちは、インテグリティを原点にコンプライアンスを推進しすべてのステークホルダーから信頼され企業の社会的責任を果たします。

2 ステークホルダーとの関係

2. 1 株主

株主総会

株主総会は、議決権を有する株主によって構成される当社の最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話を行う重要な場であると認識し、株主が適切に権利を行使できる環境を整備する。

①情報の提供

株主が株主総会議案について十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに TDNet や当社ウェブサイトへ発送前にその内容を公表する。

②開催日程

株主総会の開催日については、集中日を避けより多くの株主が株主総会において議決権を行使できるような日程を設定する。

③機関投資家等

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使をあらかじめ希望する場合は信託銀行等と協議する。

④反対票の分析

株主総会において相当数の反対票が投じられたと認められる会社提案議案については、原因の分析を実施し、取締役会にてその情報を共有し議論を行うとともに株主との対話に役立てる。

2. 2 資本政策の基本的な方針

当社および当社グループは持続的な成長と企業価値の向上を目的とし事業を展開しており、経常利益率および株主資本利益率の目標値を記した中期経営計画を開示する。計画の達成に向けて株主資本を有効に活用するとともに、財務健全性を維持する。

①株主還元

配当性向については、財務健全性を維持しながら業績に連動した利益還元を行い、かつ安定的な配当の維持に努める。

②増資やMBO等

増資やMBO等の支配権の変動や株式の大規模な希釈化をもたらす資本調達を実施する場合は、取締役会においてその内容を十分に審議し決定するとともに、株主への十分な説明に努める。

2. 3 政策保有株式に関する方針

当社は当社および当社グループの取引の維持拡大等の事業上の必要性や当社グループの中長期的な発展が期待できる場合等、保有意義があると判断した株式を保有する。毎年、取締役会で政策保有株式については個別銘柄ごとに、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コスト等に見合っているかを検証し、保有の合理性を判断し、保有の継続を判断する。保有の合理性が認められないと判断した場合は、

市場環境および市場への影響等を考慮の上、原則縮減対象とする。

①政策保有株式に係る議決権の行使

保有する株式の議決権の行使については、当社の保有方針に則するか、発行会社のコンプライアンス体制の強化および企業価値向上に有効かなどを総合的に勘案し、株主総会の議決ごとに行使についての判断を行う。

②政策保有株主との関係

自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げない。また、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害する様な取引は行わない。

2. 4 買収防衛策

現状では買収防衛策の導入は行わない。

①当社株式が公開買付けに付された場合

当社株式の所有構造に大きな変動を及ぼし、既存株主の利益に影響を与える可能性があることから、取締役会の考えを速やかに株主に公表する。また、株主が公開買付けに応じる権利を不当に妨げる措置は講じない。

2. 5 関連当事者間の取引

取締役が競業取引または自己取引を行う場合は、その取引についての重要な事実を取締役会へ報告しなければならない。

3 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

3. 1 従業員

働きがいのある、快適で安全な職場環境づくりをめざす。

①安全・衛生活動の取り組み

当社および当社グループは「環境・安全に関する経営基本方針」を定め、環境保全と安全確保に努める。

②人材育成・能力開発

OJTおよび各種研修を実施し、目標管理制度を円滑に運用することにより人材の育成を図る。

③女性従業員の活性化推進

女性が働きやすい職場づくりを重視し、意欲のある女性が長期的に活躍できる環境の整備を積極的に進める。

④内部通報

従業員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め運用する。また、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

⑤企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は企業年金が受益者への年金給付を将来にわたり確実にを行うために、許容可能なリスク範囲内で収益を確保することを目的に運用する。人事部、経理部、経営企

画室、労働組合からなる年金資産運用委員会を設置するとともに、外部専門機関を活用することにより、資産構成割合等の運用見直しを定期的に行う。

3. 2 社会

次世代育成をはじめ「ものづくり文化」の普及と「豊かな地域社会の創造」に貢献する。

3. 3 環境

環境に関する経営基本方針を定め、全社へ周知徹底する。

①環境マネジメント推進体制

「環境・安全に関する経営基本方針」を全社的な統一指針として、具体的な環境保全活動を組織的に運営する「環境委員会」を設置し活動を行う。また、全従業員に対して環境マネジメントを実践するために必要な教育・訓練を実施する。

②環境対応型製品の開発

環境負荷の少ない製品を開発・販売することを社会的責任と考え、環境対応型製品の普及に努める。

4 情報開示の充実

4. 1 情報開示に関する方針

当社は株主をはじめとする様々なステークホルダーからの情報開示の要望に応えるため、法令によって定められている情報開示を適切に行うことに加え、ステークホルダーにとって重要と判断される情報についても迅速、正確かつ公平に開示する。

4. 2 情報の充実

実効的なコーポレートガバナンスの実現のため、ホームページ等の様々な情報伝達媒体を活用し、主体的な情報発信を行うことに努める。

5 コーポレートガバナンス体制

5. 1 機関設計

当社は機関設計として監査役会設置会社を選択する。取締役会は経営の重要な意思決定や業務執行の監督を行い、迅速な業務執行を実施するために執行役員制度を採用する。また、取締役会から独立した監査役会が各取締役、各執行役員の業務執行状況を監視・監督する。

5. 2 取締役会

①取締役会の責務・役割

取締役会は、適切な権限行使により当社の経営理念の実現を通じて持続的な企業価値の最大化に責任を負う。

②取締役会の監督機能

取締役・監査役・執行役員の選任、取締役・執行役員の報酬の決定、および重要な経営の意思決定等にて経営に対する監督機能を発揮し経営の透明性・公平性を確保する。

③取締役会の構成

取締役会は、当社および当社グループの事業に関する経験、知見、専門知識等を十分に習得している多様な役員で構成し、定款の定めに従い取締役会の員数は15名以内とする。また、複数の独立社外取締役の選任に努める。

④取締役会の運営

取締役会は毎月1回、取締役および監査役が出席し開催する。取締役会規程等により各取締役から報告を受け、定められた事項を協議並びに決議する。また、必要に応じ執行役員を出席させ業務の執行状況を報告させることがある。

なお、必要に応じ常務会が開催され、また、取締役、執行役員で構成された経営会議を毎月1回開催し、経営の意思決定の迅速化、透明性および公平性の確保を行う。取締役会事務局は取締役会における審議の活性化のため、協議・決議事項を事前に説明・配布するように努め、審議時間を十分に確保できるよう会議開催時間を設定する。また、年間の開催スケジュールや予想される付議事項については事前に通知する。

⑤取締役会の評価

取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概評を開示する体制整備を検討する。

⑥取締役の報酬

取締役および執行役員の報酬は、優秀な人材の確保・維持が可能で、職責に十分に見合う報酬水準および報酬体系であることを基本とする。報酬水準については、外部調査機関の調査データを活用するなど客観的に判断する。

定額報酬については、役位ごとの大きさや責任範囲に基づき、取締役会にて決定する。賞与については、会社業績を勘案して、取締役会にて決定する。

⑦内部統制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制推進委員会を設置し、全社横断的な協力体制により内部統制システムの整備・運用を推進し、当社および当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令との適合性を確保するための体制を整備する。

5. 3 監査役会

①監査役会の役割・責務

監査役会は、株主から取締役の業務執行の監査を負託されている受託責任者であることを認識し、独立した機関として取締役の業務執行の監査を行う。

②監査役会の構成

監査役会は、監査役の半数以上を社外監査役とし、定款の定めに従い監査役の員数は4名以内とする。また、常勤監査役を選任する。

③監査役会の運営

監査役会は、業務監査・会計監査をはじめとする監査機能を含め、その役割・責務を果たすために、能動的・積極的にその権限を行使する。監査役は、全員取締役会

に出席し、会社の運営および各取締役または各執行役員から業務の執行状況を聞き、必要に応じて意見を述べるなど監視・監督を行う。

④外部会計監査人および内部監査室との関係

監査役会は、定期的に内部監査室および外部会計監査人からの報告を求めるなど両部門と連携、監査体制を強化し、代表取締役・外部会計監査人・内部監査室と随時情報交換するものとする。また、外部会計監査人の選任基準および評価基準を策定し、独立性と専門性について確認するものとする。

⑤監査役の報酬

監査役の報酬は、その職務と独立性という観点から、業績に左右されない定額報酬のみとする。報酬水準については、外部調査機関の調査データを活用するなど客観的に判断し、監査役会の協議で決定する。

5. 4 内部監査体制

代表取締役直轄の内部監査室を設置し、業務および制度の運用が会社方針に従って正しく行われているか監査報告させ、内部牽制を行う。

5. 5 外部会計監査人

外部会計監査人は株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、独立性と専門性を確保し、適正な会計監査を実施する。また、担当部門や監査役会と十分に協議し、適正な監査体制を確保する。外部会計監査人が不正を発見し、適切な対応を求めた場合や、不備・問題点が指摘された場合は、代表取締役の指示により担当業務執行役員が中心となり、速やかな調査と是正を行う体制を確保する。また、監査役会は、常勤監査役が中心となり、内部監査室や関連部門と連携し、調査内容を確認し、必要な是正を求める。

5. 6 取締役・監査役の選解任

取締役・監査役の選任は、当社および当社グループの持続的な成長と長期的な企業価値の最大化に寄与することのできる人物を選任し、取締役は取締役会にて、監査役は監査役会の同意を得た上で取締役会にて決定する。なお、取締役に法令・定款の遵守等に重大な違反があると認められる場合、その他職務を適切に果たすことができないと判断されるときは、株主総会における解任議案の提出について審議する。それぞれの選任にあたっては、株主総会招集通知の選任議案において、個々の略歴・選任理由等を記載する。

5. 7 社外取締役・社外監査役

社外取締役および社外監査役は全員が取締役会に出席し、豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役の業務執行の監督、経営全般に対する意見、取締役や主要株主等との利益相反取引の監督、取締役の選任や評価等への関与などを行い、企業価値の最大化に取り組む。

①独立性判断基準

社外取締役および社外監査役を選任する際の独立性に関する基準として、東京証券取引所が規定する独立性に関する判断基準を参考としている。今後は独自の判断基準の策定も検討する。

②兼任状況の開示

取締役・監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知等にて毎年開示を行う。

5. 8 支援体制

取締役および監査役はその職務の遂行に必要となる情報について、関連する業務担当執行役員や社内との調整・連絡を行う社長室へ情報を求めることができる体制を構築する。なお、情報を求められた者は速やかに提供することとする。監査役がその職務の執行に応じて補助を必要とした場合は、取締役会と協議の上、内部監査室等の使用人に職務の遂行の補助を委託することができる。また、取締役・監査役は必要と考えられる場合には会社の費用において外部の専門家の助言を得ることができる。

5. 9 取締役・監査役に対するトレーニング方針

取締役および監査役に対するトレーニングについては、それぞれの役割を果たすために、外部講習への参加や外部専門講師による講習を実施する等、必要な知識を習得する機会を計画実施する。

6 株主との対話

6. 1 株主との建設的な対話に関する基本方針

当社は当社および当社グループの持続的な成長と長期的な企業価値の最大化を実現するために、株主との積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映することができる体制を構築する。

6. 2 IR活動

IR活動は担当役員を選任し、経営企画部が中心となり、関係する経理統括部、人事部、総務統括部と連携し実施する。担当役員および担当部署は代表取締役をはじめとする経営陣による対話等を中心に推進する。

6. 3 株主との対話方法

株主総会における経営状況の説明、株主懇談会を実施するとともに、株主に対して、経営陣による決算説明会を定期的実施し、決算説明会にて使用する資料については当社ウェブサイトにて公開する。株主からの面談要望については、担当部署が調整し、必要に応じ代表取締役や担当役員が面談に臨む。また、担当部署は株主との電話取材や個別面談を受け入れ、株主との円滑な対話に向け積極的に活動する。面談実施後、株主の意見は必要に応じ取締役会へフィードバックする。

6. 4 株主構成の把握

毎年3月末および9月末時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構成を把握するとともに、必要に応じ専門機関にて実質株主を調査し把握を行う。調査により判明した情報はIR活動に活用する。

6. 5 インサイダー情報の管理

インサイダー情報に該当する重要な事実の取扱いについては、その取扱いに十分に留意するとともに、取締役会決議時には、速やかに開示する。

6. 6 経営戦略や経営計画の策定・公表

中期経営計画を策定し、売上高、営業利益、経常利益および自己資本利益率(ROE)等の目標値を、当社ウェブサイトで公表するとともに、決算説明会等にて目標達成に向けた施策を説明する。

以 上

コーポレートガバナンス 基本方針

添付資料 (i)

< 経営理念 >

コニシ株式会社は「堅実且つ積極的な経営」と「品質第一」を信条として絶えず新しい価値の創造をめざし社会の発展に貢献する。

・ 堅実且つ積極的な経営

会社の安定充実を図ることによって会社の維持継続と社会の信頼を確保し、かつ今後の発展のために未来を見つめ、勇気をもって積極的に会社の方針を実現する。

・ 品質第一

社会的責任を自覚し、各自が自己啓発に努め、社会・顧客に応え得る高品質で信頼性の高い「商品」「サービス」「情報」を提供する。

・ 社会の発展に貢献

企業としての利益と信用の確保に努め、常に社会に貢献できるものを提供し続けるよう努力し、社会の発展に寄与する。

< 行動憲章 >

① 信頼の獲得

社会的に有用な製商品・サービスを、安全性と品質に充分配慮して開発・提供するとともに個人情報・顧客情報を適正に保護し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。

② 公正な競争

公正、透明、自由な競争並びに適正な取引を行い、政治・行政との健全かつ正常な関係を保つ。また、自社の知的財産の保護と第三者の知的財産の尊重に努める。

③ コミュニケーション

株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示する。

④ 職場環境

従業員の多様性、人格、個性を尊重し、安全と健康のため、快適な職場環境を実現する。

⑤環境保全

環境問題は人類共通の課題であり、社会の発展に必須の要件であることを認識し、自主的・積極的に取り組む。

⑥社会貢献

「良き企業市民」として、積極的に社会貢献のため活動する。

⑦反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威をあたえる反社会的勢力および団体とは断固として対決する。

⑧海外活動

海外においては、国際ルールや現地の法令の遵守はもとより、文化や慣習も尊重し、その発展に貢献する。

⑨企業倫理の徹底

経営者は、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内やグループ企業に徹底するとともに、取引先に周知させる。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。

⑩問題の解決

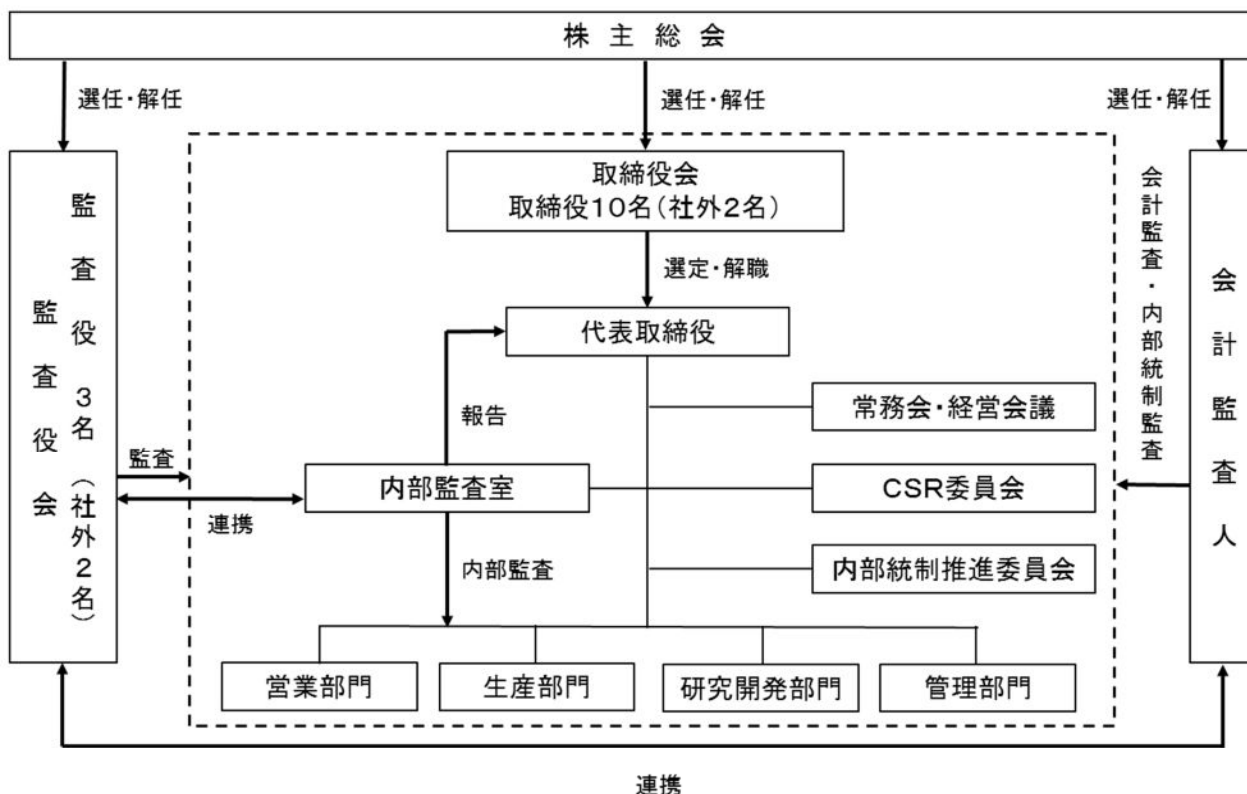
本憲章に反するような事態が発生した時には、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明と再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正に処分する。

<行動規範>

コニシグループの私たちは、インテグリティを原点にコンプライアンスを推進しすべてのステークホルダーから信頼され企業の社会的責任を果たします。

- ・現代の法社会において法令の遵守は必須事項であり、たとえそれが会社のためと思っても法令違反は絶対に行ってはならないことです。私たちは、法令を遵守することはもとより、社内規程を遵守し、社会人としての良識・責任ある行動を心がけます。

【コーポレートガバナンス体制模式図】



【適時開示体制の概要】

